

須賀川市創業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内での創業等を促進し産業の活性化を図ることを目的として、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始する場合。ただし、過去3年以内に事業を経営した経験がある者を除く。

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 認定支援機関 次のいずれかに該当する機関

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の認定を受けた市内に支店のある金融機関

イ 須賀川商工会議所、大東商工会、長沼商工会又は岩瀬商工会

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所又は店舗

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所等を設け、当該補助金の交付申請年度内において創業を行う者又は創業 から3年を経過していない者

(2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第 1項の規定による証明を受けている者又は須賀川市民交流センター内チャレンジショップに出店し、経営等を経験した者（以下「チャレンジショップ出店者」という。）

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号ま でに該当しない者

(4) 市税等の滞納がない者

(5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 創業が別表第1に掲げる事業に該当しないこと。

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

(3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。

(4) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

(5) その他市長が適当であると認める事業であること。

2 補助対象事業の事業計画書については、認定支援機関の支援を受けるとともに、事業計画の確実な実効性が確認された事業でなければならない。

3 補助対象事業は、補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度に完了するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第2のとおりとする。

2 前条に規定する補助対象事業について、国、県等の補助金その他これに類する収入等がある場合は、その額を当該補助対象経費から差し引くものとする。

3 前条に規定する補助対象事業について、市の他の補助金交付要綱等において交付の決定を受けた者は、この要綱による補助金の交付対象としない。

4 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助金とする。

(申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（第1号様式）

(2) 認定支援機関確認書（第2号様式）

(3) 納税証明書

- (4) 開業届の写し（個人事業主で既に創業している場合に限る。）
- (5) 履歴事項全部証明書（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (6) 第3条第2号の市が交付した証明書の写し（チャレンジショップ出店者を除く。）
- (7) 須賀川市創業等支援補助金に関する誓約書（第3号様式）
- (8) 補助対象経費の内訳を説明できる書類
- (9) 事業着手前の物件の写真（工事を伴う場合のみ）
（補助金の交付等の決定）

第7条 規則第6条に規定する審査は、別に定める審査方法により行い、審査後は速やかに補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。
（実績報告）

第8条 規則第17条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（第4号様式）
- (2) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類
- (3) 個人として創業した場合 開業届の写し（個人事業主で既に提出している場合を除く。）
- (4) 法人として創業した場合 履歴事項全部証明書の写し
- (5) 許認可を必要とする事業の場合はその許可証の写し
- (6) 事業完了が確認できる写真等
（補助事業等の報告義務）

第9条 この要綱に基づき事業を実施した者は、翌年度の5月末までに認定支援機関に対し、当該事業の実施による事業実施状況について、事業実施状況報告書（第5号様式）により、事業実施年度から3年間報告するものとする。

2 認定支援機関は、前項による報告があった時は、速やかに市に対し事業実施状況確認書（第6号様式）により支援状況を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 農業、林業及び漁業（自己で加工又は製造を行う者は除く。）									
2 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所									
<p>3 サービス業等のうち以下のもの</p> <table border="1" data-bbox="203 437 1733 1054"> <tr> <td data-bbox="203 437 1733 533">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 533 1733 596">易断所、観相業、相場案内業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 596 1733 660">競輪、競馬等の競走場、競技団</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 660 1733 724">芸妓業、芸妓幹旋業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 724 1733 788">場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 788 1733 852">興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 852 1733 916">集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 916 1733 979">宗教</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 979 1733 1054">政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体</td> </tr> </table>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業	易断所、観相業、相場案内業	競輪、競馬等の競走場、競技団	芸妓業、芸妓幹旋業	場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業	興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）	集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）	宗教	政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業									
易断所、観相業、相場案内業									
競輪、競馬等の競走場、競技団									
芸妓業、芸妓幹旋業									
場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業									
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）									
集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）									
宗教									
政治、経済及び文化団体、非営利事業を行う団体									
4 その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業									

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
内装工事、屋内給排水設備工事、屋内電気工事、空調・冷暖房設備工事、トイレの新設・改修工事、看板設置工事、対象施設工事に伴う諸経費、什器備品等設備費、広告宣伝費（自社HP作成に関するものを除く。）	1 / 2 以内	40 万円

備考

1 補助対象経費とならないもの

- (1) 創業支援事業の実施に直接関係しない経費
- (2) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品等の購入に要する経費
- (3) 1 万円以下の消耗品費、中古品購入費、不動産購入費、車両購入費、食糧費、公租 公課、送料及び金融機関等への振込手数料
- (4) その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

2 補助金交付額は、本表の補助率、補助限度額かつ、予算の範囲内で決定するものとする。